

# 指定取扱（販売）店募集中

## 南種子町宇宙のまちお肉・お魚消費拡大クーポン券支給事業

新型コロナウイルス感染症の影響により売上（セリ値）が低迷している，畜産農家・漁業者への消費・流通対策として，商店街等での肉（牛肉・豚肉・鶏肉など）・魚の販売促進を行うことにより，地域における消費活動を喚起するとともに，畜産農家・漁業者への支援を目的に各世帯にクーポン券を支給します。町では、クーポン券を取扱える取扱店（事業者）を募集します。

- 【募集対象】 町内に店舗・事業所を有する者（食品衛生法に関する手続きが完了している事業者）  
※肉に関しては，国産牛・国産豚・国産鶏肉を販売している事業者  
※魚に関しては，魚介類までの販売とする  
肉・魚とも総菜のクーポン券販売はできない。
- 【募集期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年8月21日（金）
- 【申込方法】 登録申請書・口座（写し）を郵送または役場企画課へ持参  
※ 指定取扱店においては，取扱店登録証を発行いたしますので，利用者（町民）の方が目に付きやすい場所に掲示して頂きます。

### 《南種子町宇宙のまちお肉・お魚消費拡大クーポン券支給事業の概要》

1. 支給対象者 令和2年7月30日現在で本町に居住されている世帯主
2. 支給額 一世帯あたり 10,000円（500円×20枚綴り）  
【お肉・お魚 各 3,000円 ・お肉，お魚共通券 4,000円】
3. 支給方法 令和2年8月末日までに，世帯主へ送付
4. 利用期間 令和2年9月1日～令和2年12月31日
5. 利用方法 利用者においては，クーポン券に利用者の氏名を記入し提出することにより利用  
取扱店においては，クーポン券を回収し、裏面に取扱日・店名を記載（押印）
6. 換金方法 南種子町役場企画課にて換金（精算）受付  
月末締めにて翌月10日までに請求書（様式指定）にクーポン券を添えて企画課へ提出 → 請求書確認のうえ月末までに指定口座に入金
7. 換金期限 令和3年3月31日
8. 手数料等 クーポン券事業に係る事業者手数料等の負担は一切発生しません。
9. クーポン券を使用できない物  
国税・地方税や使用料などの租税公課の支払い
10. クーポン券の利用上限  
クーポン券に1回あたりの利用上限はありませんが，各店舗にて，1回あたりの上限を設定することも可能。
11. その他 クーポン券は譲渡，転売，換金はできません。  
券額面に利用対価が満たない場合，つり銭は支払う必要はありません。  
クーポン券は，お肉・お魚のみの取扱いとなります。

- 【問合せ先】 南種子町役場 企画課 観光経済係  
電話 0997-26-1111